

国民年金の届出は、マイナンバーで！

住民課 ☎823-9206 広島南年金事務所
☎823-9627 ☎253-7710



住民課（役場1階）や年金事務所などでの国民年金の届出の際には『基礎年金番号』を記入する必要がありましたが、平成30年3月5日から、原則として『個人番号（マイナンバー）』を記入して届出を行う必要があります。
マイナンバーカード（または通知カード）を持参してください。

	今まで	平成30年3月5日から
記入番号	基礎年金番号	個人番号(マイナンバー)

届出の例

- ・国民年金への加入（離職・海外からの転入など）
- ・国民年金の種別変更（配偶者の扶養から外れたなど）
- ・国民年金保険料の免除申請

注意点

- ・通知カードを持参する場合は、本人確認書類（免許証等）が必要です。
※代理人がマイナンバーの記入を行う場合、代理人の本人確認書類が必要です。
- ・海外に居住している人など、マイナンバーを持っていない人は、引き続き基礎年金番号により届出が可能です。

マイナンバーによる届出で変わる事

- ・今後、日本年金機構への氏名変更届、住所変更届、死亡届が不要になる予定です。
※日本年金機構にマイナンバーの登録がある国民年金被保険者に限ります。
- ・将来的には、日本年金機構と市町村の間で情報連携が行われ、所得審査にかかる時間の短縮や、年金受給者の所得状況届の省略なども予定されています。

引越しシーズンの住所変更などの受付時間を延長します

住民課 ☎823-9205 ☎823-9627

期間◆3月29日(木)、3月30日(金)、4月1日(日)～4月3日(火)

※3月31日(土)は実施しません。

受付時間◆8時30分～19時(月～金曜日)、8時30分～12時30分(日曜日)

引越しシーズンである年度末・年度始めに、住所変更に伴う手続などのために、役場窓口の受付時間を延長します。

手続きに必要な書類など不明な点は、事前に電話などで問い合わせてください。

手続き内容によっては、書類の預かりのみとなる場合や、再度来庁していただく場合もありますのでご了承ください。また、住民異動に伴うその他の手続き（健康保険など）はできませんので、注意してください。

延長して受付を行う窓口業務

取り扱い業務◆住民異動届の受付、各種証明書（住民票など）の発行、印鑑登録の受付・発行、マイナンバーカード・通知カードの交付、旅券（パスポート）の申請・交付

※印鑑登録は、写真付身分証明書（運転免許証など）を持参できない場合、即日登録はできません。

窓口・問い合わせ◆住民課（戸籍住民係）

ご存知ですか？ 障害者手帳交付制度について

障がいのある人がさまざまな援助を受けやすくするために、障害者手帳の交付制度があります。

身体障害者手帳

視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障害など、身体に永続的な障がいがあり、その程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に交付されます。障がいの程度によって、1級から6級までの等級があります。

障害の範囲	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	○	○
聴覚障害		○	○	○		○
平衡機能障害			○		○	
音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害			○	○		
肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	○	○	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能障害	○		○	○		
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害 肝臓の機能障害	○	○	○	○		

療育手帳

知的機能の障がいが発達期までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別な支援を必要とする状態にある人に交付されます（年齢制限はありません）。障がいの程度によって、㊤（最重度）、A（重度）、㊢（中度）、B（軽度）の等級があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のために長期間にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付されます。障がいの程度によって、1級から3級までの等級があります。

障害者手帳を取得すると

障害者手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスを利用することができます。手帳の種類や等級、所得などで異なるので、詳しくは問い合わせてください。

※障がいのある人へのサービスについては、広報かいた5月号に掲載予定です。

医療費助成制度、各種手当、障害福祉サービス、補装具・日常生活用具の給付、重度障害者福祉タクシー助成、税制上の優遇、公共交通機関の運賃助成、相談事業 など

こんなときは届出を！

- ・住所、氏名、保護者が変わったとき
- ・手帳を紛失、破損したとき
- ・障害程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります）
- ・本人が死亡したとき

相談窓口

障害者手帳の申請方法や相談は、担当課に問い合わせてください。

●身体障害者手帳・療育手帳：社会福祉課

☎：823-9207 FAX：823-9627

●精神障害者保健福祉手帳：保健センター

☎：823-4418 FAX：823-0020

